

平成 3 1 年第 1 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 3 1 年 2 月 1 8 日)

平成31年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成31年2月8日（金）

○告示年月日 平成31年2月8日（金）

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 平成31年2月18日（月） 午後1時27分

○閉 会 平成31年2月18日（月） 午後4時25分

○出席議員（13名）

1番	山本和延	2番	尾崎輝雄
4番	酒井弘一	5番	大倉博
6番	吉田哲也	7番	宮崎睦子
8番	佐々木雅彦	9番	吉岡克弘
10番	杉岡義信	11番	岡田勇
12番	廣尾正男	13番	杉浦正省
14番	高味孝之		

○会議録署名議員

9番	吉岡克弘	10番	杉岡義信
----	------	-----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木村要	理事（木津川市長）	河井規子
理事（笠置町長）	西村典夫	理事（和束町長）	堀忠雄
理事（南山城村長）	手仲圓容		
会計管理者（精華町会計管理者）	俵谷浩二		

○事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 2 号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 3 号 平成 30 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 6 議案第 4 号 平成 30 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 7 議案第 5 号 平成 31 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について
- 第 8 議案第 6 号 平成 31 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について

平成31年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成31年2月18日（月）

大谷処理場 会議室

（午後1時27分 開会）

○議長 皆さん、おそろいですので始めたいと思います。よろしいでしょうか。

寒い中、御参集いただき、ありがとうございます。

会議に入る前に御報告を申し上げます。木津川市議会西岡政治議員が、去る2月16日に御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに皆様方に御報告申し上げます。

西岡議員は、平成29年5月26日より、当組合議会の議会運営委員会委員長として、議会の円滑な運営に携わって御尽力を賜りました。ここで、故人の御冥福をお祈りして、黙祷をささげたいと思いますので、皆様御起立のほどよろしくお願いいたします。

それでは、黙祷。

（黙祷）

お直りください。着席をお願いします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達していますので、これより、平成31年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、広報用として写真撮影を許可していますので、御了承お願いいたします。

それでは、まず最初に代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 皆様、こんにちは。平成31年第1回相楽郡広域事務組合議会の定例会に当たって御挨拶を申し上げたいと思います。

今も、議長からお話があり、そして我々考えられ得ることがなかったわけですが、急遽、西岡政治議員様が去る2月16日に御逝去され、改めましてここで謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

西岡議員は、平成27年5月20日より、当組合議会議員として御活躍されてきたわけですが、平成29年5月26日から、議会運営委員会の委員長として、議会の円滑な運営を初めとして、相楽圏域の発展に御尽力をいただいてまいりました。突然の悲報に接し、驚きとともにまことに残念でなりません。

本日は、平成31年第1回相楽郡広域事務組合定例会を招集させていただいたわけですが、西岡議員さんが昨年の暮れの議会でも何か体調を崩されたのかなとこんな思いもしながら心配をしていたわけですが、改めてこの組合を代表して哀悼のまことをささげたいなと思っておるところでございます。

さて、議員の皆様方におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございました。平素は、当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めまして厚くお礼を申し上げます。

さて、日本経済につきましては、企業部門の改善が家計部門に広がり、好循環が進展する中で、今回の景気回復期間は、昨年12月時点で戦後最長に並んだといわれ、穏やかながら回復が続いていると言われておりますものの、その実感がないのが現状でございます。

また、10月からの消費税率引き上げの影響も懸念されているところでございます。

御承知のとおり、現在国会では、一般会計の総額が101兆4,000億円余りにのぼる来年度予算案が審議されております。平成31年度予算のうち、地方交付税交付金等は総額で、4,701億円増となりますものの、私たち地方自治体を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続いております。

また、構成市町村の財政は、社会福祉関係経費の増加等によりまして、引き続き非常に厳しい状況が続いております。

このような中、財源の約70%が構成市町村の分担金である本組合としましては、事務の効率化を図りながら、効果的な組合運営を目指し、積極的なコスト削減を図る一方、し尿処理事業を中心に、消費生活センターや休日応急診療所の運営など、住民生活における安心して直接つながる事業を進めているところでございます。

それでは、ここで昨年11月19日に開催しました定例議会以降の本組合の主な取り組みについて御報告申し上げます。

1点目は、「し尿処理業務」についてでございます。し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして、年々減少しておりますが、平成30年12月末現在で、し尿は、昨年比4%の減、浄化槽汚泥は、前年比3.9%の増であり、全体では0.7%の増となっております。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されております「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行しているところでございます。

次に、平成31年度からの大谷処理場基幹的設備改良事業に向けまして、基幹的設備改良工事の請負業者選定に当たり、「公募型指名競争入札」の発注方式で行い、公正かつ厳正な工事契約の締結に向けて取り組んでいるところでございます。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3第1項に基づき、生活環境影響調査報告書を作成し、「相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例」に基づきまして、12月3日から1月15日まで

縦覧を本組合及び構成市町村環境担当窓口において実施いたしました。

1 1 月 2 9 日には、入札参加資格等審査委員会（第 1 回）開催し、公募型指名競争入札実施要綱、技術提案書公募要領及び技術提案仕様書等を作成しました。1 2 月 3 日から 1 4 日まで公募要領を公告し、参加表明書及び参加資格審査申請書の受付期間の 1 2 月 1 9 日までに提出されたのは、「浅野環境ソリューション株式会社」1 社のみでありました。

参加資格審査の結果、公募要領の参加資格要件を満たしていたため、1 2 月 2 5 日に審査結果通知を送付するとともに、技術提案仕様書を貸与し、技術提案書・工事費見積書の提出を、浅野環境ソリューション株式会社に依頼をいたしました。

これを受けまして、浅野環境ソリューション株式会社から、2 月 1 2 日に、技術提案書及び工事見積書が提出されたところであり、3 月までに、入札参加資格等審査会（第 2 回）開催を予定しており、技術提案書の審査を行い、その結果を業者に通知する予定でございます。

また、本事業につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用しておりますが、発注仕様書等作成業務の契約額の確定に伴いまして、1 1 月 2 8 日に 2 4 1 万 9, 0 0 0 円の減額の内示があり、1 2 月 1 1 日に変更交付申請をし、最終的な交付金額は、1 8 7 万 2, 0 0 0 円となりました。

2 点目は、「相楽消費生活センター」についてでございます。平成 3 0 年 1 2 月末現在での相談件数につきましては、4 6 4 件、1 日平均 2. 5 件の相談であります。前年度と比較しますと 3 8 件、8. 9 %の増加となっております。

相談内容は、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向でございまして、一番多い相談は、はがきによる特定消費料金の滞納などの支払い先不明の架空請求関係で 9 1 件、続いてスマートフォンの架空請求やワンクリック請求関係で 4 9 件、迷惑メール、不審電話など 3 1 件となっております。

また、当センター相談員が地域へ出向き、「消費生活出前講座」を、本年 3 月までに計 2 8 回、8 7 1 人の方々を対象に実施する予定であり、見守りネットワークへの支援といたしまして、和束町民生児童委員協議会に 4 回、消費者被害の事例に関する情報提供を行いました。

次に、学校への出前授業につきましては、本年 3 月までに小学校へは 4 校、1 6 クラス、2 8 3 人、中学校に 3 校、1 1 クラス、3 8 0 人、合わせて 7 校、6 6 3 人を対象に実施する予定でございます。

終わりに、本年度も昨年度に引き続き、各市町村の 1 1 月から 1 2 月にかけてのイベントに本センターのブースを出展し、「消費者クイズ」の実施とあわせまして本センターの P R を行いました。

3点目は、「相楽休日応急診療所」についてでございます。平成30年12月末現在での受信者数は、564人で、1日当たりの受診者数は、平均しますと10.6人でありました。年末年始の受診者数は、インフルエンザの流行が昨年より遅く、昨年度より減少しましたが、7日間で214人、1日当たり平均30人が受診されたこととなります。

また、京都府は1月10日に、インフルエンザの感染が拡大しているとして、山城南医療圏に警報レベルを超過したと発表されております。本診療所におきましても、インフルエンザの受診者が多く、1月から2月11日までの11診療日で、受信者数は389人のうち253人がインフルエンザ患者でありました。

4点目は、「相楽会館」についてでございます。御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、平成30年12月末現在の実績は、22件、1,493人の利用でありました。

また、9月4日の台風21号により、2階大ホールから雨漏りが発生し、11月12日に点検を実施し、雨漏り箇所を確認し、12月27日に防水処理工事を実施いたしました。

5点目でございますが、特別会計の「ふるさと市町村圏振興事業」についてでございます。基金7億円の平成31年度以降の運用につきましては、定期預金として現在金融機関5行から預金金利見積もりを聴取しているところであり、最も確実かつ有利な方法により管理することといたします。

次に、事業といたしましては、ホームページにより、本組合が保有します情報の発信をしております。「お茶の京都」を活用した広域観光事業につきましては、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付要綱に基づき、3月末日までに5市町村に交付金、総額300万円を交付する予定でございます。

「第26回相楽の文化を創るつどい」につきましては、2月10日、日曜日に木津川市加茂文化センター「あじさいホール」で、御来場者約350人の参加のもと開催され、ゲストに京都府立南陽高等学校マジック部によるマジックと、相楽東部広域連合立笠置小学校児童によります古典落語、木津警察署からの防犯講話と13団体170人の出演による舞台発表が行われました。

なお、相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付要綱に基づき、2月12日に実行委員会に補助金、23万5,000円を交付したところであります。

以上が、今日までの経過でございます。

さて、今定例会に提案いたします議案は、平成31年度一般会計予算及び特別会計予算など6件でございます。

以上、報告をかねて御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。終わります。

○議長 ありがとうございました。

次に、議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第１２８条の規定により、議長において指名いたします。

９番、吉岡克弘議員、１０番、杉岡義信議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、去る２月８日開催の議会運営委員会において、本日１日間とすることと決定しております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日間に決定いたしました。

日程第３、議案第１号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第１号を提案させていただきます。

議案第１号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成３１年２月１８日提出。

代表理事。

提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、平成３０年８月１０日に人事院勧告がなされ、同年１１月２８日に給与法改正案が成立いたしました。

本組合職員の給与につきましても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に本給及び期末・勤勉手当を改定する必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 引き続きまして、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。それでは、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

改正内容につきましては、まず、第1条関係では、別表第2、第3条関係の給料表の給料月額を平均0.2%引き上げ、特に初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定、その他は、それぞれ400円の引き上げを行います。当組合職員の対象者は3人で、それぞれ400円から500円の引き上げになってございます。

また、12月期の期末勤勉の支給割合を「100分の95」といたします。

続いて、6ページをお開き願います。

第2条関係では、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を「100分の130」とし、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の92.5」とします。

賞与につきましても民間の支給割合に合わせまして4.40月分から4.45月分に、0.05月分引き上げを行います。

なお、給与改定分の総額で9万7,000円の増額となるところでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の条例は、平成30年4月1日に遡及して適用するものでありまして、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第1号の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑の回数につきましては、会議規則第55条に、「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されておりますので、よろしくお願いいたします。

質疑、ございませんか。

酒井さん。

○酒井議員 議案そのものにつきましては、同意することを前提としてお尋ねします。

さかのぼって第1条関係は施行ということで、当然のことながら、差額支給ということになるかと思うのですが、できる限り速やかにということは当然であります。予定としていつを考えておられるのか、その点だけお尋ねします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 4番酒井議員の御質問にお答えします。

本日の一部改正条例を可決をいただきますと、速やかに事務手続をとりまして、公布

案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。それでは、議案第2号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましての補足説明を申し上げます。

それでは、議案書2ページ、新旧対照表をごらんください。

第9条のし尿の処理手数料のうち、第1号のし尿の収集運搬処分にかかります手数料につきまして、現在10リットル当たり「126円」を「128円」に改定するものでございます。

現在の料金につきましては、平成27年10月1日に「110円」から「126円」に改定され、現在まで3年半ほど経過をしたところでございます。

このたび、国の消費税の税率引き上げに伴いまして、2%、2円分を引き上げるものでございます。

なお、改定期間につきましては、平成31年、2019年10月1日としておりますが、関係住民への周知につきまして、4月以降、市町村広報誌への掲載をお願いし、また事務組合のほうでチラシを作成し、くみ取り業者にくみ取りの際、直接くみ取り家庭への周知を御協力いただくように考えておりまして、市町村におきましても新しくみ取り券の印刷、また販売、新旧券の交換等の事務をお世話になることとなりますが、しっかり準備を進めて取り組んでいく予定としているところでございます。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

酒井さん。

○酒井議員 2点お尋ねします。

1つは、消費税率の10%への引き上げ改定につきましては、政府の官房長官もこの間コメントを発表されています。それは、31年度国家予算が決定の後、最終判断をしたいという趣旨の発言です。それは、ニュアンスとしては、再度の実施へということをおおわせるような意味合いが込められているわけですが、何なのかはもちろんわかりません。わからないけれども、もしも、再度の延期が実施延期が行われた場合、条例そのものはこうなっているわけですが、今の事務局長からも説明がありましたが、新券の作成や販売やその他、さまざまな住民への周知徹底という作業が4月以降に始まるわけですが、そのあたりをどう、時期的なことも含めて見定めていくのか、それが1点、お考えのところをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、代表理事の冒頭の御挨拶にもありました、戦後最長の景気回復が続いていると言われるけれども実感が伴わないという趣旨の発言がありましたが、それもそのはずで、やはり厚生労働省を舞台とした長年にわたるずさんと言いますか、誤った統計処理があつて、こういう今の戦後最長の景気回復云々ということになるわけですが、それはそうであつたかどうかはまだ確認されていません。しかし、国民の、また業者の皆さんの実感のほうが現実的でないかと、私は思っています。そんな中で引き上げなければいけないのか2円、その判断の問題です。以上、2点です。お願いします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

酒井議員、2点、御質問をいただきました。

まず、1点目にお答えさせていただきたいと思います。

酒井議員がおっしゃるとおり、国におきましては官房長官の発言は承知しているところでございます。前回の国においても1年半ほど延期されたということで、また法律も一部改正されたという経過があるわけでございます。今回につきましても、現法律の通りまして、私どもも進めているのが現状でございます。御指摘のとおり、国におきますそういったような政策的な決定、また動きを注視しながら国の情勢を十分見きわめながらしっかりと判断をしていきたいと思ひます。

今回につきましては、大前提として、ことしの10月1日に消費税が10%になるというところでの一部改正提案でございますので、国におきまして延長等がはかれますとこの条例の取り扱いにつきましては、また議会のほうではお世話になることとなりますけれども、必要に応じまして、一部改正条例又は廃止条例を提案するなど検討させていただきます。何れにしましても、現状、国の10月1日から消費税率が引き上げられるという情勢の中で、今回くみ取り手数料を2円、改正させていただくことでお願いするところであります。

2点目の御質問等につきましては、消費税の関係で後ほど提案させていただきます一般会計の特別会計の予算の中にも10月以降の消費税は10%と計上しているところでございますけれども、特に、国の情勢のことでございますのでお答えはそれ以上はできませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長 酒井さん。

○酒井議員 2点目の質問につきましては、国のことだというその言葉で終わるなら終わるんですけども、しかし、もう一回言いますけれども、戦後最長の景気回復が続いているというのは、どうもそうじゃなかったんちゃうかというふうに国民は思っているわけです。相楽地域の住民も恐らくそうであろうと思ひています。そんな中であげる

のかなという、そういうことになるんだろうと思います。この件は置いておきます。

国の動向を見定めながらですが、今の国会の審議の様子を見ていきましたら、これは政府の思いですけれども、今週中に衆議院を通過とすれば、30日の期限でもって自動成立と参議院がどうあれということになりますから、3月中に予算決定という流れになります。一方では、31年度にこの本組合の臨時議会が予定されておりますので、それまでは慌てて準備をする必要はないということだけ申し上げておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。酒井議員の御指摘につきましては、一応御意見ということでお伺いさせていただきたいと思います。

○議長 ほか、ございませんか。

佐々木さん。

○佐々木議員 2点お伺いします。

1つは、この単価、原価が幾らなのかということ。割り戻すと116円本来、税抜き。実質、値上げになるのか値下げになるのかというところなんです。今の126円を1.08で割ると、116円50銭というものになります。これを基準に1.1を掛けるのか、どうなのかよくわかりませんが、単価は一体幾らなのかというのが1点です。

今、やりとりがありましたけれども、仮に消費税率アップが延期された場合、または中止された場合、この条例については、先ほど局長から話があったように、再度議会を招集するということが大前提なのかどうか確認する。要するに、専決でやらないでという確認をしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

8番、佐々木議員の御質問2点でございます。

1点目が原価、税抜きの原価は幾らですかという御質問でございます。

原価計算につきましては、前回の引き上げの際に原価計算をさせていただいておりまして、10リットル当たり税抜き価格として117.12円ということでございます。

先ほど、4番酒井議員の御質問に関連しますが、国の延長等の発表の時期にもよりまされども、議会で諮っていききたいと現時点では考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐々木さん。

○佐々木議員 本組合に関しての消費税の考え方は、今の話だと、117.2円だとすれば、現行の料金または改定案の料金というのは、端数は切り捨てになるんですけれ

ども、今後も端数切り捨て方針というのは本組合の方針がどうか1点で。どうなるかわからないという話だったけれども。2点目に関しては、であるならば、なぜ、今回提案した議案の中に国の法律の動向によって、書き方はいわゆる国の法律の延期または施行延長に関してについてはこの条例を適用しないという条例を適用しない。そうしておけば、わざわざもう一遍議会を開く必要はないわけですよ。自動的に延期されるわけだから。それを入れずにあるということはやるといったような懸念が出てくるわけですよ。先ほど酒井議員さんのほうからあったように、来年度の予算の中にも木津川と和東と精華の議会に公正化へ伴う臨時会を開くと言っているわけですから、別にそれでもおしくないわけですよ。なぜ今なのかしかも、なぜそういった情勢認識を共通化されたわけですよ。いわゆる官房長官の発言は認識しているとおっしゃっていたわけだから、もしかしたら予算成立後、再延期される可能性があるという認識をされていたにもかかわらず、やることが前提の議案になったのか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

再度、8番佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。

この議案第2号の提案につきましては、構成町村の衛生主管課長会議、また、構成町村の企画、そして理事会で最終決定をして提案をさせていただいているものでございますけれども、この附則等の取り扱いにつきましても十分検討させていただいた経過がございます。ただ、御指摘のとおり長い法律ですので、「国の法律で社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」、これが平成28年11月28日に公布をされているわけですが、この一部改正の中の附則を平成29年4月1日を平成31年10月1日に改めるということで、この法律の中にしっかりと消費税が10%に上がる日付が書かれておりますので、その日付に合わさせていただいたところがございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長 佐々木さん。

○佐々木議員 ですから、今おっしゃった法律が改定された段階はそのとおりなんです。ただ、さっき申し上げたように、今の国会情勢、政府情勢を共通認識しているのかと。酒井議員の質問に対して、共通認識しますよということは、もしかしたら再延長があり得るよということを認識しているわけで、にもかかわらず、それがやることを決定事項であることの前提の議案になっているわけでしょう。これ自身が。その齟齬を見ているわけです。だから、それを前提とした議案になるなら、なるとして道はもし延期されたら道は2つですよ。臨時議会を招集して、再度審議をする、もしくは専決処分をするという道しかないわけですよ。だから、専決処分はしませんねということを確認

しているわけです。答弁なかったら専決処分しませんね。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 再度、佐々木議員の質問でございますけれども、いずれにしましても、先ほど私も補足を説明させていただきましたが、当組合のこの廃棄物の条例の改正が可決いただけますと、速やかに構成市町村のほうではし尿券のくみ取りの新券の印刷や、そういったところの予算をお願いしておるところでございます。本日の議会終了後、速やかに構成町村の衛生担当者会議等を開催して、この対応をしていきたいと考えておりまして、もちろん、先ほど申し上げましたけれども、国の動き等は十分注視をし、国の情勢を見きわめつつ、今回の条例が10月1日に延期と決定になったことになりますと、先ほど申しましたような廃止等も含めまして御提案をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 その点につきましては、議長さんと御相談をし、議会運営委員会を開いていただくなどして、このことについては対応をしっかりとしていきます。

○議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終わります。

議案第2号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。

よって議案第2号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり、可決されました。

日程第5、議案第3号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)について。

平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を別添のとおり定めます。

平成31年2月18日提出。

代表理事。

それでは、提案理由を申し上げます。

今回の一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ897万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,602万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず、歳入では、分担金で970万8,000円の減、負担金で60万5,000円の増、手数料で77万円の増、国庫補助金で241万9,000円の減、府補助金で7万6,000円の増、繰越金で170万5,000円の増となっております。

次に、歳出では、総務管理費の9万7,000円の増、保健衛生費で213万5,000円の減、清掃費で725万5,000円の減、商工費で32万2,000円の増となっております。

以上、平成30年度一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので御審議の上、原案のとおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を求めます。

主幹。

○國子主幹 はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、議案第3号、平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主に年度末での執行見込みに伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の8ページをお開きください。

なお、補正内容の事業ごとでの内容を、附属資料として取りまとめてございますので、具体的な説明は、平成30年度補正予算附属資料により行いますので、恐れ入りますが、附属資料の1ページをあわせてお開きください。

まず、附属資料の1ページ上段の、総務費、総務管理費、一般管理費の、事務局運営共通費につきましては、9万7,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、先ほど議案第1号で御可決賜りました給与条例の改正に伴います職員給与にかかります給料、職員手当等、共済費の増額分でございます。

ます。

次に、1 ページ下段の、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の、休日応急診療運営費につきましては、2 1 3 万 5, 0 0 0 円の減額補正でございます。

これは、後ほど議案第 4 号で提案させていただきます特別会計補正予算におきまして、補正する内容に伴います一般会計からの操出金の減額でございます。

続きまして、予算書につきましては 9 ページに移ります。附属資料も 2 ページのほうに移っていただきまして、上段の、衛生費、清掃費、し尿処理費の、し尿収集運搬経費につきましては、6 1 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず 1 点目といたしまして、し尿収集運搬業務委託料の実績見込みによる増額が 6 0 万 5, 0 0 0 円と、2 点目が、し尿くみ取り券の還付金の実績見込みによる増額が 6, 0 0 0 円でございます。

なお、特定財源といたしまして、し尿処理手数料負担金の実績見込み 6 0 万 5, 0 0 0 円の充当増がございます。

次に、2 ページ下段の、衛生費、清掃費、し尿処理費の、大谷処理場運営経費につきましては、7 8 6 万 6, 0 0 0 円の減額補正でございます。

本日、お手元に配付させていただきました正誤表でございますが、予算書及び附属資料に誤りがございますので訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。内容でございますけれども、事業内容の欄に記載してございますが、まず 1 点目といたしまして、大谷処理場の運転維持管理業務委託料で 7 0 万 9, 0 0 0 円の減、執行見込による減額分でございます。

2 点目が、大谷処理場の基幹的設備改良工事発注仕様書作成等業務の委託料で 7 1 5 万 7, 0 0 0 円の減、こちらも執行見込みによる減額分でございます。

なお、特定財源といたしまして、循環型社会形成推進交付金 2 4 1 万 9, 0 0 0 円の減ということと、浄化槽汚泥投入手数料の実績見込み 7 7 万円の充当増がございます。

予算書は、9 ページ下段から 1 0 ページにかけてでございます。附属資料につきましては 3 ページに移りまして、商工費、商工費、商工総務費の、消費生活センター運営経費につきましては、3 2 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載させていただきますが、まず 1 点目が、消費生活相談事業関係経費ということで、旅費で 2 3 万 9, 0 0 0 円の増、役務費で 6 0 万 3, 0 0 0 円の増、委託料で 7 万円の増でございます。

2 点目が、消費者教育・啓発事業関係経費で、報償費で 7 万円の減、使用料及び賃借料で 6 万 6, 0 0 0 円の減、負担金、補助及び交付金で 1 万 5, 0 0 0 円の増でございます。

3 点目でございますが、消費生活情報の提供関係経費ということで、需用費で 4 6 万 9,

０００円の減でございます。

これらの補正につきましては、京都府消費者行政活性化事業補助金の交付決定に伴います、財源更正及び事業費の組みかえが主な内容でございます。

なお、特定財源といたしまして、京都府消費者行政活性化事業補助金の充当増がございます。

これら、不用額や財源の変動などと合わせまして、分担金の清算を行うものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の６ページをお開きいただきたいと思います。

歳入では、先ほど説明いたしました、歳出のそれぞれの財源といたしまして、分担金から７ページの繰越金までの所要の補正を行うものでございます。

特に、６ページ最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを、本来の基礎数値に置きかえますとともに、歳出での不用額などによります、全体経費額の変動に合わせまして、分担金の算定がえを行ったものでございます。

なお、予算書最後の１１ページと１２ページには、今回の分担金補正の算出内訳を添付しておりますので、後ほど参考にごらんいただければと存じます。

以上、議案第３号の補足説明といたします。

○議長　　以上で、議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　　なければ、討論を終わります。

議案第３号、平成３０年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長　　起立全員であります。

よって、議案第３号平成３０年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号、平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを別添のとおり定めます。

平成31年2月18日提出。

代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2,340万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず、歳入では、財源収入で35万円の増、休日応急診療所収入で213万5,000円の減、繰入金で35万円の減、繰越金で463万5,000円の増となっております。

次に、歳出では、衛生費で250万円の増となっております。

以上、平成30年度特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を求めます。

主幹。

○國子主幹 はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、議案第4号平成30年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計補正予算と同様、年度末での執行見込に伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から、附属資料でもちまして具体的な説明を申し上げますので、予算書につきましては7ページを、附属資料は4ページをお開きください。

まず、附属資料4ページの、衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、250万円の増額補正でございます。

これは、インフルエンザの流行等の要因で、医薬材料費を250万円増とするもので

ございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページのほうをお願いします。

歳入では、利子及び配当金の増、それに関連いたしましてふるさと市町村圏振興事業基金繰入金の減、先ほど説明いたしました、歳入の財源といたしまして、一般会計繰入金及び繰越金の所要の補正を行うものでございます。

以上、議案第4号の補足説明といたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

○議長 山本さん。

○山本議員 補正予算の6ページなのですが、歳入の残、説明欄で基金が不足0.15%から0.2%となっていますという、この0.15%の算定期間はいつなのでしょう。一応、これを算定されるときは、各金融機関に徴取の上、決定されるということなのですが、お願いいたします。

○議長 主幹。

○國子主幹 失礼いたします。

山本議員の質問にお答えいたします。

平成30年度の当初予算を作成、調製いたしました時期でございますけれども、ちょうど平成30年1月でございます、その時点では金融機関から見積徴取はまだしておりませんでした。したのは、実際には、昨年30年2月9日でございますので、当初予算ベースでは0.15%で積算させていただいて、入札の結果を踏まえまして、今回補正をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長 ほか。佐々木さん。

○佐々木議員 単純な質問ですけれども、提案理由ではインフルエンザが流行したということで250万円を計上したんですけれども、なぜ、歳入のほうの診療報酬収入が上がらないんですか。

○議長 主幹。

○國子主幹 ただいまの佐々木議員の質問にお答えいたします。

結論から言いますと、歳入の診療報酬収入については、補正予算の補正はしてございません。といいますのも、当初予算の時点で、1人当たりの診療報酬収入6,700円というふうにしてございましてそれを1日当たりの受診者数10人を掛けまして、30年度は72日間でございますので、480万4,000円ということで、この予算でございます。確かに、インフルエンザが流行いたしましてその受診者数がふえますと、

いわゆる診療報酬が高くなりますので連動して補正するというのも必要かもしれませんが、今回といいますか、診療報酬収入の歳入のほうについては補正はしていないというのが現状でございます。ただ、31年度の議論になりますけれども、過去3年間、27、28、29の3カ年の診療報酬収入の平均をとりますと、1人当たり8,000円ということになりますので、31年度の当初予算からは1人当たり8,000円ということで算定をしておくということでございます。

○議長 佐々木さん。

○佐々木議員 よくわからないんですけれども、要するに、30年度予算の当初予算の診療報酬の件というか、予算額に達していないから補正をしなかったということで理解をしてよろしいですか。普通それを超えるのだったら、補正をして収入を確保するのが当然ですね。当初予算が額内でしか収入がないということで、補正予算しているのか。

○議長 主幹。

○國子主幹 今の質問に対しての答弁といたしましては、歳入は予算を超えます。超えますけれども、収入でございますのであくまでも見込みということもございますので補正をしていないというのが現状でございます。

○議長 ほか、よろしいですか。佐々木さん。

○佐々木議員 歳入は診療報酬収入の予算を超えるんですけども、今回は補正をしないと。でも、支出のほうを補正すると。ということになると、今の6ページに上がっている収入のこの数字がまだ変わるということになりますよね。通常。

○國子主幹 決算ベースでは。

○佐々木議員 変わるとなってしまうですね、決算ベースではね。それは組合の正しい姿をあらわしているとは思えないんですよ。提案説明を聞いている範囲で判断をすれば、その正しい姿をあらわしていない予算というのが正しいのかどうかというのが議論になると思うんですけれども、ふつう、予算というのはその自治体または公共団体の姿をあらわしているものですから、収入が変わるのをわかっていて計上しない。それはあり得る話なんではないでしょうか。

○議長 主幹。

○國子主幹 今の佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

本来は、診療報酬収入で予算措置を講じるということも必要ではあるかとは考えますけれども、長くなるんですけれども、前年度の繰越金をその財源として充当しているという部分もございまして、それが毎年押してきているというような状況で、それを財源に充てているというところでございます。ただ、そのことが適正かどうかということも含めまして、31年度の当初予算では当初から診療報酬収入のきっちりとした3カ年の実績の平均をもって計上しているということでございますので、30年度につきま

しては、29年度、28年度の流れを踏まえて診療報酬収入のほうは補正をしていないという状況でございます。以上です。

○議長 ほか、ございませんか。宮崎さん。

○宮崎議員 インフルエンザについては流行していて現状は、はしかがはやっていて、そちらのほうの対策について何かお考えはありますでしょうか。

○議長 主幹。

○國子主幹 はしかのほうですけれども、京都府山城南保健所経由で毎週情報が入ってきておるものでございます。本診療所におきまして、現在のはしかの受診者数というのは昨日の2月17日の診療ではいらっしゃらないということでございますけれども、朝礼の中で、毎診察日には朝礼をして、医師の先生にその辺の状況を報告させていただいて、そういう疑いのある患者さんの隔離の方法とかについては朝礼時に徹底をさせていただいているということでございます。以上でございます。

○議長 ほか、ございませんか。酒井さん。

○酒井議員 先ほどの休日応急診療の歳入歳出にかかわるやりとりに関してです。

事務局の説明の中では、31年度当初予算ではこうしかじか平均値を上げていると、それはいいんです。いいんだけど、佐々木さんが質問された趣旨は、休日応急診療というのは診療収入があります、しかし、診療経費もある。だから、両方出すべきじゃないかという趣旨の発言で、私はそのほうがもっともだろうと思います。休日応急診療を受けた方がどうなっていて、事務局の答弁にもあったように、診療収入はふえたと、予算を超えたという話があって、それは明らかにすべきじゃないか。一方、経費はこんだけかかりましたよと、だから足りないので補正しますよというほうがずっとわかりやすいと思いますので、今後、当初予算の組み方だけじゃなしに、補正予算の立て方としてあげるべきだという視点では私は同意したいと思います。以上でございます。質問ではありません、発言でしたが、見解をお願いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 4番の酒井議員の御意見ありがとうございました。

十分その辺は参考にさせていただきまして、適正に予算計上をさせていただきたいと思っております。

○議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、討論を終わります。

議案第４号、平成３０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長 起立全員であります。

よって、議案第４号、平成３０年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

ただいまから、２時５０分まで休憩といたします。

（休 憩）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第７、議案第５号、平成３１年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを議題とします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 議案第５号を提案させていただきます。

議案第５号、平成３１年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。

平成３１年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成３１年２月１８日提出。

代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成３１年度一般会計予算の歳入に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査いたしました。

また、各市町村の衛生、消費生活、医療、財政担当課長会議、さらには、全体を統括し調整するために、企画担当課長による、広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

平成３１年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億７，９００万円といたしております。前年度比較では、１億７，４００万円、５７％の増となりました。

歳入歳出予算の主な内容につきましては、説明申し上げます。

まず、歳入では、分担金及び負担金は４億７９万円で、歳入総額の８３．７％を占めております。その内訳としましては、分担金は３億３，６５２万８，０００円、負担金は６，４２６万２，０００円でございます。

一方、使用料及び手数料は、１，８１０万１，０００円で、歳入総額の３．７％を占

めております。

また、国庫支出金は、5,641万5,000円で歳入総額の11.8%を、府支出金は、349万1,000円で、歳入総額の0.7%を占めております。

次に、歳出では、議会費は42万6,000円、総務費は3,758万円、衛生費は4億2,725万2,000円、商工費は1,278万円、予備費は96万2,000円をそれぞれ計上いたしております。そのうち、衛生費で、予算総額全体の89.2%を占めております。

以上、平成31年度一般会計予算の概要を申し上げまして提案説明といたします。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので慎重な御審議な上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第5号、平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や、特に重要な点などを中心に、補足説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明を申し上げます。

予算書の9ページから16ページまでに及んでおりますが、歳出の説明につきましては、別添の「平成31年度予算附則資料」におきまして、経費ごとでの詳しい内訳などを記載しておりますので、この附属資料をもちまして説明させていただきます。

それでは、附属資料の3ページをお開き願います。

まず、附属資料の3ページ、議会費、議会費、議会費の議会運営費といたしまして、前年度と同額の42万6,000円の計上でございます。議会運営に係ります経費でございます。

次に、4ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営費といたしまして、28万1,000円の計上となっております。理事会運営に係ります費用でございます。

右側の5ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして、3,515万8,000円の計上でございます。

これは、組合事務の一般事務経費でございますが、一般職員3人と臨時職員1人、職員4人分の人件費のほか、公会計支援業務委託料や財務会計ソフト借上料等を計上しております。

6ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営経費といたしまして、208万1,000円の計上でございます。

これは、相楽会館の維持管理に係る経費でございます。

右側の 7 ページ、総務費、総務管理費、公平委員会費の公平委員会運営費につきましては、3 万 2, 0 0 0 円、前年度と同じ内容でございます。8 ページに移っていただきまして、総務費、監査委員費、監査委員費の監査委員運営費に 2 万 8, 0 0 0 円の計上で前年度と同額でございます。

右側の 9 ページ、衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、1, 2 4 9 万 6, 0 0 0 円の計上でございます。

これは、本来、一般会計での経理すべき経費を、特別会計に移しておりますことから、特別会計での診療所事業の収支不足分を、一般会計から繰り出すものでございます。

次に、1 0 ページに移っていただきまして、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費といたしまして、6, 4 4 6 万 1, 0 0 0 円の計上でございます。

これは、前年度と比較をいたしますと、し尿では 2 1 8 キロリットルの減、5, 0 6 0 キロリットルの搬入を見込んでおります。また、1 0 月からの手数料改定などによりまして、前年度より比較しますと 2 0 8 万 2, 0 0 0 円の減額となったものでございます。

右側の 1 1 ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費といたしまして、1 億 6, 4 2 2 万 4, 0 0 0 円の計上でございます。

これは、大谷処理場の運営にかかります経費でございますが、特に経年維持補修工事の内容につきましては、平成 3 1 年・3 2 年度に予定しております基幹的設備改良工事の実施に伴いまして、整備する条件を、法令順守のための機器整備及び基幹的整備改良工事後も引き続き使用する機器として、緊急的に補修を行う必要があるものを、現場の所長と協議を重ねまして、昨年度同様に大幅に工事範囲を縮小いたしました。ただし、施設設置から 1 8 年目を迎えて、突発的な故障の発生に備えますため、緊急時対応予備分として 1, 0 0 0 万円を予備的に計上させていただいております。

次に、1 2 ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場大規模改修経費といたしまして 1 億 8, 6 0 7 万 1, 0 0 0 円の計上でございます。

こちらのほうにつきましては、特定財源といたしまして、国の循環型社会形成推進交付金を 5, 6 4 1 万 5, 0 0 0 円を見込んでおりまして、大谷処理場基幹的設備改良事業につきましては、平成 3 1 年、3 2 年度の 2 か年を予定しておりまして、工事の概要につきましては、事業内容の欄に書いておりますとおり①番から④番工事請負費、基幹的設備改良工事といたしまして 1 億 7, 5 0 8 万 2, 0 0 0 円、施工管理委託料といたしまして 1, 0 9 8 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

恐れ入ります、ここで資料集の 1 4 ページをお開き願います。

1 4 ページから 1 9 ページにかけて大谷処理場基幹的改良事業にかかります資料を添付させていただいております。1 4 ページ、1 5 ページにつきましてはこれまでの

経費等また今後のスケジュールを掲載しております。16ページにスケジュール案、17ページには5市町村の搬入量の推移、分担金関係でございます。18ページには事業費の概要を書かせていただいております。19ページには大規模改修経費にかかります市町村分担金の割り当て表の案をつけさせていただいております。

この中の、18ページの事業費の欄をごらんください。

まず、①総事業費としまして9億487万5,000円でございます。平成31年度分1億8,607万1,000円と見込んで、32年度分としまして7億1,880万4,000円と予定しておるところでございます。備考欄に記載のとおり、工事費では事前に業者から提出のありました見積設計図書及び見積書をコンサルタントが査定をした結果をもとに8億7,540万6,000円としているところでございます。また、委託料といたしましては、工事施工監理委託料といたしまして平成30年度業務に応札をしていただきましたコンサルタント3社を指名しまして、参考見積もりとして聴取をいたし、最低価格の2,946万9,000円を見込みまして31年度の予算を計上いたしました。なお、今後の入札等で総事業費などにつきましても変更になる見込みとなっているところでございます。

次に、附属資料へ戻っていただきまして、附属資料の13ページでございます。消費生活センターの関係になります。商工費、商工費、商工総務費、消費生活センター運営経費といたしまして、1,278万円の計上でございます。

これは、センター運営のさらなる充実をめざしまして、PRのための啓発資材をはじめ、今後の安定的なセンター運営に向けた対応や、消費者被害の未然防止等を消費者教育・啓発事業など「京都府消費者行政活性化事業費補助金」を活用しまして、引き続き取り組むこととし、前年度より68万円の増額でございます。

特に平成31年度におきましても、国の地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政強化事業の事業メニューにもございます、2022年4月からの成年年齢引き下げに向けた若年者への消費者教育の推進、倫理的（エシカル）消費の普及・促進を初めとしますSDGsへの対応など、教育委員会や学校と連携し取り組んでまいります。

また、資料集の22・23ページに平成31年度の消費生活センターの概要を記載しておりますので、後ほどごらんください。

最後に、14ページをお願いします。予備費でございます。予備費に96万2,000円を加えまして、以上の歳出合計で4億7,900万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は、予算書の6ページをお願いいたします。

予算書6ページでございます。歳入でございます。

最初に、第1款、分担金及び負担金、第1項の分担金でございます。

分担金総額といたしましては、前年度と比較しまして、１億２，２３０万円、５７．１％と大幅な増額となっておりますが、これは先ほども説明もしました、大規模改修にかかります分担金、こちらのほうに１億２，９６５万６，０００円を計上させていただき、府の補助金増額によります消費生活センターの分担金１６万３，０００円を減額、大谷処理場の運転管理にかかります事業費増で、主に消費税率改正の分に影響しますし尿処理分担金が昨年度より１２０万７，０００円増額、これらが分担金の増額の主な内容でございます。

また、市町村ごとの分担金額につきましては、平成３１年度予算附属資料の１８ページから２７ページに算出資料を付けておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、第２項、負担金でございます。負担金につきましては、各市町村から搬入されましたし尿の量に応じました、各市町村からの負担金でございますが、下水道の普及などに伴いまして、し尿の搬入量が、５，２７８キロリットルから５，０６０キロリットル、２１８キロリットルの減少等に伴いまして、前年度より２２４万１，０００円の減少となるものでございます。

次に、第２款、使用料及び手数料に移りまして、第１項、使用料でございますが、御承知のとおり、消費生活センターや休日応急診療所の開設に伴いまして、相楽会館の貸室は２階の大ホールのみとなっておりますが、施設の老朽化などに伴いまして利用が減少傾向ではございますが、前年度同額の２０万円を見込んでおります。

７ページに移っていただきまして、第２項、手数料でございますが、浄化槽汚泥投入手数料を、８，９５１キロリットル、１，７９０万１，０００円を見込んでおります。

なお、搬入量は８，５６５キロリットルから８，９５１キロリットル、３８６キロリットル増加する見込みでございます。

次に、第３款、国庫支出金、第１項、国庫補助金につきましては、基幹的設備改良事業にかかる循環型社会形成推進交付金を５，６４１万５，０００円計上させていただいております。

次に、第４款、府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します補助金でございますが、平成３１年度の補助金につきましては、学校消費者教育推進事業費等に京都府の補助金を積極的に活用するため、前年度より１０１万３，０００円増の３４９万１，０００円の計上でございます。

次に、第５款、繰越金は、前年度と同額でございますが、８ページの第６款、諸収入を含めまして、歳入合計で、４億７，９００万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の、前年度との比較を中心としました概要でございます。

そのほか、先ほども説明しましたが、資料集をおつけさせていただいておりますので、

必要に応じましてごらんいただきたいと思います。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長　　以上で、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

酒井さん。

○酒井議員　　3回しか質疑ができませんので、まとめて1回で全部を質問させていただきます。

1つは、消費税の10%引き上げにかかわることです。費目から考えて議会費や公平委員、監査委員、そういう人件費は除いて、基本的に歳出の分野で消費税10%算定という扱いだろうと思いますが、それで間違いないかどうか。

もう一つ、消費税に関しては歳入もあります。予算書の7ページ、こんなことを聞くのは私は初めてなんですが、国庫支出金や府支出金、これは消費税10%への引き上げ後のそういう状況を加味して、国庫や府交付金、補助金を考えているのか、やりとりはあったのかどうか。事務組合と府との関係ですね。その件が消費税関係です。

細かいところで、附属資料でいきます。

1つは5ページ。5ページの事業内容の欄に、公会計支援業務というのがあります。11月の決算のための、この場の本会議で、来年度に関しては職員で対応するという方向だという答弁がありました。私は決算の中で、余りにも金額が大きいのでどうなのかということを聞いた中での答弁が、職員で対応しますと。つまり、外部委託はしませんという答弁があったのに、また上がっているのはなぜなのか。これが2つ目です。

それから、もう1点。附属資料の12ページ。来年度、最も大きな事業は、大規模改修ということはそのとおりであります。そこで、初年度の予算として、1億8,600万余りを予算計上されているわけですが、設計がありますので、詳細設計というのか、実施設計が中心になるかとは、予定表を見たらあるんですけど、例えば、今回の冒頭にあったプロポーザルやその他のやりとりは私たちは一切わかりませんのでお聞きするんですけども、この来年度予算、1億8,607万の支払い形式はどうなっているのか。前渡金とか、支払い期限とかそういうことはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

以上、細かく4点、大きく3点です。

○議長　　事務局長。

○福田事務局長　　事務局長でございます。

4番、酒井議員の御質問です。

1点目でございます、消費税の10%の関係でございます。歳出分野におきましては、10月1日からは10%で予算計上しております。消費税増税影響額は約400万円程

度ということになります。

2点目の、国庫補助金や京都府補助金の中の消費税の京都府とのやりとりという御質問やと理解しておりますけれども、循環型社会の関係につきましても、支払いは年度末となります関係で10%での計上をさせていただいております。また、京都府の補助金、消費者センター関係につきましても、それぞれ予定をしております消費生活教育担当の相談員の人件費、これは月払いになりますので、その実績を勘案する予定で交付要求させていただいております。啓発資材と教育資材等につきましてもは一応10%で計上しております、その分を予算要求しているところでございます。京都府とやりとりをしたかという御質問については、特にやりとり等はございませんが、交付申請の際、それぞれ10%を見込んで事業費を計上しているところでございます。

3点目の公会計につきましてもは担当から説明させます。

○議長 主幹。

○國子主幹 公会計の関係で、確かに11月19日のときに酒井議員から決算のときに御質問をいただいたというのは承知しておりますし、私もそれに対して答弁させていただいたということで間違いのない事実なんですけれども、済みません、今、手元に会議録がないので正しいことは言えないですけれども、将来的には職員が直営で実施するというふうに答えたつもりだったんですけれども、そういう趣旨でお伝えして、31年度が最終年度の委託をする予算を計上させていただいているという趣旨でございます。以上でございます。

3点目の大規模改修経費の関係でございまして、工事費の請負とか施工監理の委託料とか支払い時期ということでございまして、恐れ入りますが、現段階ではまだそこまでの詳細を決めておりませんので、これから審査会において技術提案書の審査をして、入札の通知をしていくというプロセスがございまして、最終的に、その見積もりが出てきたときに、契約の内容についても協議決定する必要があるございまして、今後の審査会等でそのあたりの議論も進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 酒井さん。

○酒井議員 お尋ねした4点のうち、最後の大規模改修に関する支払いの金額や時期や形態、それについてはまだ契約書がきっちり交わせていないということだと思いますので、それは決まっていないということ、それはわかります。

最初の消費税の関係で、総額、歳入歳出ともに400万円分を10月からの歳入にし、歳出にしろ計算がこめられているということでしたけど、金額でお伝えいただきましたが、費目は大体私がさっき説明したような事業関係全てこれに該当するということなんだろうと思います。

2つ目の、国と府との関係なんですけど、要望、要求額としては10%見込み対応で要求していると、国に対しても府に対しても。まだそれはわからないということであつたし、やりとりもまだなんだということですけれども、見通しはどうか、本来、補助金にしる、いろいろな交付金にしる、当然、国自身が10%に引き上げた結果、出てくる経費増というのは当然見込んで当たり前なだけ、それは確認できていないということでお聞きしたと思いますが、間違いないですか。最初の400万円の件は結構です。

それから、3つ目にお聞きをした、公会計支援のこと。私は将来はという随分先の話じゃなしに、来年度はと、私の記憶ではと思っています。議事録をじっくり見る間がありませんので、どういうやりとりやったかは正確にはわかりませんが、予算にあがっているということは31年度も外部発注、外部委託するということになりますけれども、私はその考え方としてはおかしいのじゃないか、丸々投げておいて、どこで職員がそういう力をつけていくのか、その後も減額ということは当然あって当たり前であって、職員もやるし知恵もかりる、同額を予算にあげるとするのは間違っていると、私は思います。お答えください。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

消費税の関係、お答えさせていただきますけれども、いずれにしても、契約書等の添付も必要になってきますので、もちろん契約してから実績報告も必要となってくるので、それが10%で支払いされた契約書であれば、その分の事業費の2分の1、対象事業費の2分の1、国の場合ですね、交付いただけるということを聞いておりますので。間違いなくいただけると思っております。京都府につきましても、とりわけやりとりはしてありませんが、実績報告のそれぞれの補助率合わせまして補助金をいただけるというふうに、現段階では聞いておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 主幹

○國子主幹 公会計の関係です。酒井議員御指摘のとおり、この内容につきましては、現在、手元に会議録がございまして、ここの14ページのところに酒井議員からの質問で29年度決算の関係で約172万の金額であるということとかなり大きな額であるということで、何らかの改善を考えなければいけないんじゃないかという御指摘をいただいたところでございます。私のほうからこちらに対して答弁させていただきまして、言葉といたしましては、直営で職員ができるようなスキームで実施をしておるということとございまして、将来的にはそういう業者のほうに委託しなくても職員ができるような形で進めておるというところでございます、というふうにお答えさせていただいておりますので、意味としては近い将来という意味でございますので、29年度は172万で、30年度は約87万の予算額で、そこから少し5%程度ですけれども31年度は削って

おりまして、その分、消費税率の転嫁の部分がございますので、丸々5%にはなりませんけれども、そこで最終年度という、大きく3か年ということで、その後は、職員直営でやっていこうというような計画をもっているというところでございます。

○議長 酒井さん。

○酒井議員 答弁の意味はわかりました。外部委託だけではなく、職員みずからが技術や知識を蓄積していく取り組みは来年度は必ず行うという意味なんだろうと理解しましたが、それは間違いないですか。

○議長 主幹。

○國子主幹 はい。そのとおりでございます。一生懸命取り組んでまいりたいと存じます。

○議長 ほか、ございませんか。

佐々木さん。

○佐々木議員 3点お伺いします。

1点目は、昨年、相楽会館及び本組合の本体、休日診療所、それから消費生活センター、この4つの件で、答弁では、約1か月分を消費生活センターと休日診療所で負担してもらっているという話でした。今年度に関しても、一応休日応急診療所約8%、消費センターは約7.6%になっています。ただ、これらのいろいろな資料等を見せてもらうと、相楽消費生活センターが年間243日間動いていると、休日診療は約70日間動いていると。その間、約30件程度の利用があるというような実績から、相楽会館の負担率が約23%ぐらいになるわけですね。本体の負担が約6割、61%。この6割とか2割とか、8%とかいうのは、何を根拠にこの数値を分担させているのかどうかというのが1点です。

2点目は、今回、資料でお配りいただいた入札参加資格等審査会設置要綱というのが去年の10月に制定されたようです。その中には、第1の目的として、入札規約手続の透明性を確保し、公正な競争を促進するという目的が書かれています。ところが、第5条の5項には、会議の内容は公表しないとなっているわけですね。公開じゃないですよ、公表しない。公開というのはその瞬間ですね会議がなされているときに傍聴させない、それはわかるんだけど、公表しないは、丸つきり将来的に秘密にすることです。出さないと、内容は。ということの意味するんです、公表しないという言葉は。となると、どこかに書いてあった、2月12日に提出された、技術提案書や公的質問書についてもこれも全部非公開。当然、この審査会にかかる資料ですから、この審査会自身が非公表であれば、そこにかかる資料も全部非公表になるわけですね。でなかったら筋が通らないですから。という理解でいいのかどうか。だとすれば、この(1)に書かれてある目的の透明性を確保し、公正な競争を促進するというのは一体誰がチェックするんだ

と。議会も公開されない、情報公開もされなかったらこの審査が透明性があつたかなんて誰もわかんないわけですよ。参加者以外は。でも、参加した人はしゃべれないし公表しないんだから、どこも明らかにならないですね。なぜ、こんな要綱になったのかというのが2点目です。それと一緒に、今申し上げたような技術提案書、見積書も一切非公開にするということの確認です。

3点目は、お茶の京都に関して、せっかく広域をやっているわけですから、この広域での観光一体性というのはどういうふうに展開をされるのかが3点目です。

4点目は、これもこの間の議会で自己点検が非常に疑惑がもたれるという観点からいって、例えば公平委員会と監査委員会とかの実務ですね。本組合だけではなく例えば相楽ないし近隣も含めて、幾つか分担をして、小さな組合であればあるほど執行側と点検側がほぼ同時になってしまうという弊害があるわけですね。要するに自分で自分をチェックするという矛盾が発生するわけです。一定の規模があれば、違う部署が、特定部署がやる。執行関係は当事者じゃないからまだわかるんですけども、チェックする側とチェックされる側がほぼ一体化するとい状態について、よろしくないじゃないかと思っていますけれども、今すぐどうするかどうかは別にしても、ほかの一部事務組合とかまたは構成自治体と協議をして、第三者的な観点から公平委員会とか監査委員会を運用するというような感覚がないのかどうかというのが4点目です。

5点目、これは毎回申し上げますけれども、相楽会館の件で、この附属資料にも利用者には照明が暗いよということを理解してもらって使ってもらおうというようなことを書かれています、今の段階でそれをどこまで言うのかという話なんですね。いわゆる、利用者の安全とか快適性、バリアフリーは収入によって左右されるということを行っているに等しいんですよ。要するに、一定の収入が確保できなかった、利用者の安全は確保しませんよ、快適さ、確保しませんよ、お年寄りや障害者のバリアフリーも確保しませんよということを宣言しているのに等しいと思っています。決断するじゃないですか、改修をしてこういった状況をなくすか、もしくはもう利用しないかです。判断とすることが要るんじゃないかという気はしていますが、この平成18年、19年のときの報告書や担当課長会議での決定を、もう既に10年以上経過をしているわけですけども、これはいつまでこの方針を続けるつもりなのか、この点について5点お伺いします。

○議長 主幹。

○國子主幹 では、佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

大きく5点の質問、まず1点目でございますが、11月の決算の議会の中でも御質問をいただきました、共通経費の部分の、例えば、一つ例を出されたのは光熱費の関係でございます。このことにつきましては、特に医療の担当課長会議を中心に、1月の課長

会議で少し議論をさせていただいたところでございます。特に、休日診の経費の詳細というような御質問の切り口でございましたので、その部分のほうで説明させていただきました。結論といたしましては、現在、一般管理費に計上してございます、その需用費の部分につきましても、業務按分割ということをしておりまして、し尿処理と休日応急診療所と消費生活センター、それから広域圏と相楽会館ということでそこも負担の割合をつけております。し尿処理は50分の25で50%、休日診と消費は20%、会館と広域圏もそれぞれ5%ということで、一般管理費の部分も一定そういう共同処理事務ごとの按分をしているということで、現状のままの整理の仕方ではないのかというような議論のほうはさせていただきました。ただ、引き続きそこについてもまた議論、実態把握もしてまいりたいと考えております。

2点目の、入札の審査会の設置要綱の件でございます。特に目的の部分とその会議の内容の公表しないという部分と矛盾した要綱になっているのではないかとということでございました。会議の内容は公表しないというそういう書きぶりにはなっているかと思いますが、現在、2月12日に提出されました、技術提案書並びに見積書というのが全く公表しないとかいうことではなくて、こういう形で出てきてございまして、見積もりのほうもあわせて出てきておりますので、当然、どちらの要綱の文言を捉えるのかそういう見方になろうかと思えますけど、当然本組合が使う部分の使用ですので、こういう情報については、これは当然公表していく必要があるんじゃないかと考えておりますし、何も隠してやろうとかそういう趣旨ではないということでございます。

3番目の、お茶の京都の関係でございますけれども、圏域での観光の一体性でございます。確かに御指摘のとおり、観光は広域でやらなければいけないということでございますので、特に、お茶の京都DMOさんがあったり、さまざまな取り組みがなされている中で、特に相楽の東部の方でもいろいろな動きをされているということで、それは最終的には相楽に、しいてはもう少し大きな視点からの観光の取り組みということについてそれぞれの市町村がお茶の京都DMOと協働してされている部分もございまして、本組合としましては、この計画期間内にお茶の京都DMOの交付金を市町村に対しまして交付することによりまして、さらなる推進を図っていければいいのではないかと考えております。

4点目の、公平委員会と監査委員の件でございますが、まさに御指摘のとおりで、執行側とチェックする審査側というのが職員でいきますと3人しかございませんので、基本的には同じような形になるというところでございます。過去にも一定の議論を進めようということで、もう少しそれぞれの一組同士での連携でありますとか、構成団体との連携、相楽東部地域でまいりますと東部広域連合と東部の3町村が公平委員会を一つに設置されているというような状況もございまして、そういった部分は議論の必要があ

るのではないかと思っているところでございます。

それから、5点目の会館の部分でございますけれども、過去、平成17年度、18年度に会館のあり方を検討した経過もございます、それも踏まえて、また平成28年度にも広域圏幹事会で議論のほうはさせていただいたところがございます。特に4番の質問の答弁とも重複する部分はあるんですけれども、この平成34年度、つまり2022年度まで、今、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の計画期間ということでございますので、この計画期間内に広域圏のあり方をもう少し掘り下げて議論をしていくということで、去る1月21日の定例理事会の中でも審議を賜ったところがございますので、そういうことで、広く大上段からいろいろな総合的に、会館だけとか公平委員会だけとかではなくて、広域圏の事業のあり方全体として、それぞれの各論についてはどのようにしていくんだということも含めて、議論のほうを開始したい、スタートしたいということでございます。以上となります。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 入札の件でございます。

8番、佐々木議員に多岐にわたっての御質問でございます。担当のほうで答弁をしましたが、お手元に、事前にお配りしました審査会の設置要綱や指名競争入札実施要項等、いろいろ制定させていただいて、現状を進めさせていただいておりますけれども、いずれにしても要綱でございますので、議会で議決をしていただいた内容ではございませんが、今回、私どももこういった大きな入札というのは20年ぶりのことでございまして、従来は、プラントメーカー等、実績のある業者を指名して入札を行っていたんですけれども、ここ数年、こういったし尿処理施設やごみ焼却施設については「公募型指名競争入札」という新しい入札方式が出てまいりまして、環境省におきましてもこの入札方法を推奨されている経過があります。十分、構成市町村の担当課長等とも検討を加えまして、この要綱をつくったというのが現状でありまして、1から担当課長でつくったんかということでもなくて、ある程度モデル要綱や、コンサルタントからの提案をそれぞれ衛生課長会議等でかけさせていただいたり、11月29日と入札参加等、審査委員会の第1回のところで確認し、決定していた経過がございますので、入札の実施要綱については広く透明性を図るために、この入札方法を採用したという大上段の話で趣旨でございますし、審査会の設置要綱の会議の第5条の5項の部分につきましては、今後、業者から出てきた設計また見積もり、これを第2回、3月の中、下旬に予定しています第2回の審査会で議論をしていただくわけですから、今後の予定価格や最低制限価格のあり方なども、その中の会議の中に含んでくるということが想定されておりますので、こういったところは非公開にさせていただくほうがというようなことで、こういった条項が入っているのではないかとということも考えられておりますので、佐々木議員

の御意見はまた審査会でも申し上げまして、今後、適正に対応していきたいと考えておるところでございます。

もう一点ですけれども、相楽会館の関係につきましては、ここ数年議論をさせていただいておりますけれども、担当が申しましたように、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の30年度から34年、2022年までのこの5か年で、十分、相楽全体の広域行政のあり方を検討してまいりますので、その中にも相楽会館のあり方を検討するという事で、具体的には財政主管課長会議も検討するタイムリミットに入っているのではないかというのを1月の会議でもおっしゃっていただきましたので、今までは企画主管課長会議である幹事会を中心に議論をしてきましたけれども、そういったところの財政、要は、相楽会館という資産、財産を管理する部分での財政主管課長にも一緒になって検討しようということも言っていただきましたので、31年度から33年、この3か年ぐらいで結論が出るように十分検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長 佐々木さん。

○佐々木議員 1点目に関しては、言っていることがおかしいと言っているわけじゃないんですけれども、要するに、この予算ないし決算に出てくる、さっき申し上げた4つの分類に関しての分担の仕方の説明がわからないんですよ。今の話は、一般会計一番でかい分ですね、6割を占めている一般管理費についても既にその中で按分しているという話があったわけ、それはいいと。何で、プラス、相楽会館とか消費生活センターとか休日のほうがプラスで分担するののかというのは逆に説明がつかなくなってくるわけです。だったら、初めから按分して全部一般管理費で計上すればいい話ですよ。初めから按分しているんだからというように、まとめちゃえばいいんだけどそうじゃない。ですから、一般会計の説明はわかりました。わかった上で、4つの予算項目にわかれている意味とわけ方の基準について確認をします。

2点目に関しては、今、局長がおっしゃったように、非公開ではないということと、この要綱自身がおかしくなってくるわけですよ。ですから審議をするときの会議は公開しないというのはわかります。一定わかります、それは。なおかつ、いろいろおっしゃられたように、入札の最低価格等の議論もするから、そのときは公表しないという、公開しないのはわかるんです。でも、公表しないと書いちゃうと、永遠に公表しないんです。今の局長の言い分は理解するんだから、その場合は例えば、その事例が終わった分は公開するということでしょう。入札が終わったらそのときには最低価格も公表すると、それまでは公表しないと、終わったら公表するというようなことも含まれるわけだから、それは公表しないじゃなしに、会議の公開はしないというふうに書かないと。もし、これ、公開だったら自分たちがつくった要綱に違反する行為をするというんですね。自己矛盾が発生してしまうわけです。ぜひともそれは、今、御答弁に沿った形で要綱改定し

た上で、会議をしていただきたいと、その手続を進めていただきたいと思います。

お茶の京都に関しては、おっしゃるのがわからないのではないけれども、DMOの枠組みと、恐らく、この広域の圏域の枠組みとは違いますよね。違うものを同じ土俵に乗せて一緒くたにして各市町村に配りますよとおっしゃっているわけです。だから、広域組合があるというのは、DMOの枠組みがあるけれども、なおかつその中で木津川相楽の圏域をどうするのか、体制をもってどうするのかというのを展開していかないと、なかなか独立性は発揮できないし、いわゆるDMOに埋没しちゃうというか、財源が埋没しちゃうということになりかねないわけですからはっきりと方向性は持つべきだし、なおかつ、審査をされると書いてあるわけですから、その場合の審査基準、こういうことに使ってほしいよというようなことについてもしっかりと明示をしながら使っていただくということが必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

今の答弁を聞いていると、平成34年までに検討していくわけだけど、この資料にある平成17、18年度ぐらいに答弁にあったように検討されているわけですね。今のルールが。ということは、17年間、待てということを行っているケースだと。2022年まで待ってくれと、結論を。それまでの間の利用者の不便とか安全性とかバリアフリーはどうなるのということをお聞きしているわけですね。17年間も、17年の前に決まったことを17年も続けること自身が問題があるでしょうから、もちろん財政的な検討は要るでしょう。それは必要だと思いますけれども、私が申し上げているのは、財政的な観点のみならず、安全性、福祉性といった観点の担当者の会議を多分やられているかどうかはわかりませんが、そういう話がないので、その点も含めてしっかり多面的な検討をした上で、できるだけ早い時期の結論を出していただくとよいと思います。その点は。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

8番佐々木議員の再度の質問でございますけれども、おっしゃるとおり、早い時期の決断ができるように、十分構成市町村の担当課長と協議してまいりたいと思います。

○議長 主幹。

○國子主幹 1点目の、何を根拠に、分担の仕方ということでございまして、そこなんですけれども、ざっとした感じでございますけれども、一般管理費で消費生活センターと相楽会館と休日診だけの3つだけで予算をとっているということでございまして、一般管理費は先ほども説明させてもらったように、共通経費で。ただ、休診と消費センターと相楽会館だけ、別の直接経費という形で取り出して計上しているというところでございます。消費センターと休日診につきましては、1か月をそれぞれ計上しております。相楽会館につきましては、いわゆる、回数としては少ないんですけれども、使用す

る面積、広くて、基本料金のデマンドのところにもかかわってくるということで、2割5分ぐらいの計上をしている。それ以外を一般管理費で計上しているというのが現状でございますので、そこにつきましては、11月のときも答弁させていただきましたけれども、そのあり方については一定、1月の担当課長会議では議論しましたけれども、もう少し精度を上げて精査をしていただきたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

補足もさせていただきますけれども、こういったような私どもの事務組合につきましては、地方自治法で言われます、「複合的一部事務組合」ということで、消防組合や病院組合と違いまして、事務が多岐にわたっております。そういうことから、関係します議会議員の皆様、また理事者の皆様、そして我々職員がそれぞれし尿処理、休日診療、消費生活センター、それから相楽会館、広域圏という5つの共同処理する事務にどれだけの時間、また、主には時間で計算しているんですけれども、かかっているかということ直近でいきますと、2013年ですので、平成25年、休日診療所ができたころにそれぞれ財政課長と相談をしまして、決め事が内規的にございます。それに基づいてやっております、代表理事からいつも御指示もあるんですが、事務組合を運営するための共通経費、議会費であったり理事会費であったり一般管理費、先ほど御指摘の公平委員会や監査委員、予備費も含めまして、均等割10%や20%、また人口割を90%、80%というようなわかりやすいような負担割合をというような形で検討した経過もございますけれども、いずれにしましても、現状は平成25年、2013年度からは広域圏、相楽会館、し尿処理、消費生活、休日診療所に我々職員がどれぐらいの時間がかかっているかというような形で広域圏には5%、相楽会館にも5%、し尿処理には50%、消費生活と休日診療所にはそれぞれ20%という形で、今言いました共通経費の部分を業務按分して、それぞれ分担金条例で御負担いただいている状況と、電気代等の直接業務にかかわる部分は直接経費、それ以外を一般管理費という形でわけまして計上しておりますが、わかりにくいようなことになっておりますので、御指摘の点は、また新年度となりまして、財政課長も含めまして検討を加えてまいりたいと思いますので、わかりやすくしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長 いいですか。

宮崎さん。

○宮崎議員 1点だけお伺いします。附属資料の13ページの消費生活センター運営経費のところでお伺いします。今年度から学校教育における消費者教育の推進ということで、学校でエシカル消費であったり賢い消費者になるという取り組みをされているわけなんですけれども資料集の30ページに今年度された実績そしてまた、これからの日

程、学校名などを記載、構成市町村によってそれぞれに学校数も違いますし、児童生徒の数も違いますので、それなりに需要があるとは思いますが学校の役に立ったのかということと、今後どのように考えられるかをお伺いしたいと思います。

○議長 主幹。

○國子主幹 はい。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 済みません、事務局長でございます。

7番、宮崎議員の御質問でございます。

消費生活センターの関係でございますけれども、資料集のほうにも詳しく30年度の事業実績や今後の計画を載せさせていただいております。冒頭の代表理事の挨拶の中にも詳しく説明させていただいておりますけれども、学校につきましては、13ほどありまして、7校で全部で663人、小学校4校、中学校3校という形でありまして、木津川市や笠置町もありますけれども、「中学生の消費生活ハンドブック」を中学生全員の分を12校ですが学校にお配りをさせていただき、小中学校へは消しゴムやクリアファイルも、全校まわらせていただいて、校長先生なり教頭先生、場合によっては家庭科の先生と面談をさせていただいて、教育担当の消費生活相談員の渡邊相談員と私と行きまして、これからの成年年齢引き下げとか、そういった消費者の育成という観点から、学校教育における消費者教育の重要性、必要性を説明させていただいて、限られた家庭科や社会科の授業の中で、外部講師として当センターの相談員が先生と一緒に授業を45分いただけるかどうかというのは学校のそれぞれの判断になってきますけれども、夏以降、これをつくりまして、各学校に訪問させていただいた後、年度末にかけて、いろいろと授業に来てくださいということで連絡をいただいたのがこの状況で、これ以外の学校につきましては授業に入らせていただいているのが現状でございますけれども、一応、30、31、32の3か年で重点的に消費者教育を京都府の補助金を活用して実施しようとしておりますので、3年後の32年度には目標ですが全校に授業に入らせていただけるような形で進めているところでございます。

○議長 宮崎さん。

○宮崎議員 できるだけ木津川市、相楽郡のこの地域内での全員の児童や生徒たちに同じ教育をしていきたいと思っておりますしエシカル消費についても大変大事な問題でもありますし、環境問題に大きく発展していくことにもなりますので、被害状況とか消費生活センターのもっているものということを考えると、本当に多岐にわたる取り組みもあるかと思っております。そういった経過を考えてみますと、子供に教育をするということは、親の教育にもつながっていくわけでして、子供はいろいろな学習を経験し、そういう感じで考えると、公平にみんなに行き渡るような教育をしていただきたいと思います。

ですので、今言われた、32年度までにみんなに行き渡れるように努力をするという形ではなく、必ず32年度までに全校に入るような教育委員会とのすり合わせをしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 宮崎議員の御質問でございます。

消費生活センターにつきましては、消費者教育の要という形で、今後ともこの役割が大変重要になってきます。ただ、3教育委員会、学校数でもかなりの数がありまして、まずは、教育委員会の御理解、また学校の校長先生の御理解を求めていくということをやっけていながら、最終的な目標としましては全校に参りまして、私どもの消費生活センターの強みというのは、消費者トラブルというのが現状こういうふうになっているよという生の声を、先生方もまだ御存じでないような、そういう最新情報をお伝えするというのが一番の強みでございますので、その強みを十分生かしながら学校の先生とも協力体制をとりながら、続けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

(「はい」の声あり)

○議長 討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

酒井さん。

○酒井議員 酒井です。

先ほどの、議案第2号で、し尿くみ取り料金の引き上げにかかわってのやりとりが不十分だったかもしれませんが、慌てて決めるべきではないと思う。まだ間に合うと思うという意味も込めて反対をいたしました。これだけではないのですが、先ほどの質疑の中で、事業活動の中で住民とのかかわりで約400万円の歳入歳出の影響額があるという答弁もありました。そのあたりで個人的な思いは別として、仕方ないでは済まないという予算ということで反対をいたします。以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終わります。

議案第5号、平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを採決いたします。

その採決は、起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第5号、平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号、平成31年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

代表理事。

○木村代表理事 それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、平成31年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

平成31年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。

平成31年2月18日提出。

代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

平成31年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,160万円といたしております。前年度比較では、70万円、3.3%の増となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして申し上げますと、まず、歳入では、財産収入は105万1,000円、休日応急診療所収入は1,841万6,000円、繰入金は212万1,000円、繰越金は1万円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出では、振興費でふるさと市町村圏振興事業関係経費として、本組合の情報を積極的に発信するための、「ホームページ管理運営」及び「お茶の京都」事業に対する交付金事業にかかる経費として、317万3,000円を計上しております。

次に、衛生費で休日応急診療所の運営経費1,842万7,000円を計上しております。

以上、平成31年度特別会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので慎重な御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第6号、平成31年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

特別会計におきましても、一般会計と同じく、附属資料をもちまして、歳出から説明申し上げますので、附属資料の15ページをお開き願います。

なお、予算書につきましては8ページでございます。

それでは、附属資料の15ページ、振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏振興事業経費といたしまして、317万3,000円の計上でございます。

これは、従来からのふるさと市町村圏の内容を、広くお知らせするためにホームページの管理運営経費17万3,000円と「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」に基づき実施いたします「お茶の京都」事業に対しまして、5市町村への交付金300万円を予算計上するものでございます。

次に、16ページを開けていただきまして、衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、1,821万1,000円の計上でございます。

平成31年度は、天皇の即位の日、5月1日及び即位礼正殿の儀が行われる日、10月22日が休日となりますので、ゴールデンウィークは4月28日の日曜日から5月6日の月曜日までの振りかえ休日まで9日間連続の診察日となりまして、31年度の年間での診察日は74日となりましてその分を予算計上させていただいているところでございます。

次に、17ページへ移っていただきまして、衛生費、衛生費、休日診療所費予備費の診療所運営での予備費といたしまして、21万6,000円計上させていただきまして、以上、歳出合計で2,160万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移ります。こちらのほうにつきましては、予算書のほうをお願いいたします。

予算書の6ページ、歳入でございます。

まず、第1款の財産収入につきましては、前年度と同額の105万1,000円を計上しております。

なお、今後3月末の満期日までに例年同様、先ほど申しました補正予算にもありましたように、現在、相楽管内の金融機関に見積もりを徴取しておりまして、安全で有利な運用方法で預け入れをしますもので、またこの予算額につきましては変更になる可能性もあります。

次の、第2款、休日応急診療所収入、第1項、診療報酬収入につきましては、先ほども御質問がありましたが、これまでの実績を勘案しまして、31年度予算におきましては、確実な収入見込みといたしまして、592万円で計上したものでございます。

第2項の一般会計繰入金につきましては、先の一般会計での説明のとおり、1,24

9万6,000円の計上でございます。

第3款、繰入金でございますけれども、ふるさと市町村圏事業推進のために、212万1,000円を計上させていただいております。

7ページに移っていただきまして、第4款、繰越金は1万円を見込みまして、諸収入を昨年度と同額を見込みまして、以上、歳入合計で2,160万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の概要でございますけれども、資料集38ページに「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」の期間であります平成30年度から34年度、2022年までの5か年の事業計画案を、さらには39ページには「お茶の京都」広域観光事業推進交付金の市町村への交付金額を添付させていただいておりますので、あわせて確認をいただきたいと思っております。以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

酒井さん。

○酒井議員 1点だけお尋ねします。附属資料の15ページ、ふるさと市町村圏振興事業経費の中で、予算額は317万円ですが、全額お茶の京都の関係になっています。第27回相楽の文化を創るつどいは事業計画には上がっているんだけど、ことしあったような補助金は計上されていません。これはおかしいんじゃないかと思います。そのあたり、説明をお願いしたいと思います。あわせて、補助金要綱が策定されております。5年見込みの補助金要綱であったはずが、なぜ、30年の途中になってから30年に限ると附則がついたのか、そのあたりの経過説明をお願いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

4番、酒井議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算附則資料15ページの中の質問でございます。ふるさと市町村圏の事業といたしまして、317万3,000円を計上し、内訳といたしましてはホームページの管理で17万3,000円の委託料、そしてお茶の京都で5市町村への交付金が300万円ということでありまして、御指摘の文化を創るつどいについては事業計画に27回目の文化のつどいはあげておりますけれども、事業費としては計上されていないという御質問でございます。これも、広域圏幹事会を中心に検討を十分重ねましたけれども、経過も含めて申し上げます。まず、このふるさと市町村圏の事業につきましては、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の中で5市町村、広域的に推進しなければならない事業を優先的に実施をするというような方針の中で、その財源が、先ほど申しましたように財産

収入にありますように7億円の利息が105万円、先ほどの補正予算では140万円、今後入札でどういう金額になるかわかりませんが100万円相当額ということでありまして財源が限られております。この限られた財源の中で、5市町村の広域的な施策の中で優先順位をつけて実施していくと、その優先順位の1番がお茶の京都ということになるわけでございますけれども、文化のつどいにつきましても第3次計画の中で重要な施策として位置づけております。ただ、今年度の第26回の文化のつどいの開催状況についてはお手元に写真もつけておりますが、第26回の文化のつどいにつきましては交付要綱を作成し、当初予算で30万を予算計上しておりましたが、実績では、23万5,000円の交付ということになったわけでございますけれども、それも十分事業内容を精査させていただいて、実行委員会ともやりとりし、最少必要経費の中で補助をさせていただいたということになります。26回の募集に当たりましては、昨年の8月1日から31日まで5市町村の広報誌で出演者の募集を行いました、8月31日末現在で11団体の申し込みをいただき、そのうち10団体が木津川市内の団体、そして1団体が精華町内の団体ということで募集を締め切った段階では、東部3町村からの出演団体の申し込みはなかったということで、補助金を交付するという観点からも、5市町村一体となった取り組みにしたいということで実行委員会や5市町村担当課のほうにもフィードバックをさせていただいて、実行委員長を中心に出演団体を再度募らせていただいた結果、最終的に13団体、南山城村からも1団体、和束町からも1団体の応募があり、最終的にはゲスト出演という形にはなりましたが、笠置小学校のかわいい6年生の児童の落語も出ていただいたというふうに実行委員会のほうでも工夫をされまして、集客、また、たくさんの方に見ていただくという工夫もしたところであります。したがって、基本的に全市町村から応募がなかったことや、今後の文化を創るつどいの運営につきましては実行委員会の中で自主的な財源をふやしていただき、その運営のやり方を再度見直していただくということも含めまして、今年度の当初予算では予算計上しなかった経過がございます。以上でございます。

○議長 酒井さん。

○酒井議員 交付期間について詳しくお願いします。

○福田事務局長 交付要綱につきましては、先ほど、5年間ということで御指摘もありましたが、交付要綱の策定の経緯の中では、第3次計画の5年間で交付するという案は実際のところあったのは事実ですけれども、最終的には31年度に限りということで31年度の時限つきの要綱になったというのがありまして、5年間の交付をするというような決定をされたということではない。以上でございます。

○議長 酒井さん。

○酒井議員 これはお願いになるかもしれませんが、今回、業務報告の中に先日あつ

たつどいの全出演者の様子が写真で紹介されて、私は、例えば木津川市の文化協会主催の文化フェスティバルとか加茂で行われている公民館サークルの発表会とか相楽合唱祭とか文化の関係では余り知らないんですけれども、そこに出ておられない方々がここに登場されているということを昨年も今年も見せていただきました。笠置小学校6年生の4人の落語はこういう活動をしているんだということを初めて知ったようなことでした。私自身も。ですから、先ほど紹介をした相楽合唱祭も歴史があります。文化フェスティバルも木津川市内の中ですけど歴史があります。公民館サークルの発表会もそうなんですけれども、この文化を創るつどいはそれはそれとしてここにしか登場してこない、していない人たちもいるという貴重な場だと思いますので、ぜひとも実社会の場になるかとは思いますが補助金の継続をぜひお願いしておきたいと思います。

○議長 代表理事。

○木村代表理事 提案させていただきましたが、いろいろな議案の中でも御意見をいただいておりますけれども、我々も可能な限り喜んでいただける事業をやりたいと思っておりますけれども、一番大きな課題は大谷処理場の10億ほどを要する事業が目前にあるということ、それから広域圏のこういった7億円の運用にしても金利がゼロ金利時代でおわれるぐらい、以前でしたら200万、300万の金利があったんですけれども、一番低いときは数十万というときもありまして、こういう中で各種事業の支援をどうするかということで相楽館内の人材育成というのが、相楽は一つだということの中でいろいろな取り組みをやっていただいた事業についても補助については堪忍していただいたということもあります。当面控えておりますのは、この相楽会館をあちらの施設はどうするのか、大規模改修するのか、それでも現状のままでいくのか、いろいろな議論もしてきているわけでありまして、各市町村の分担、これ以上、分担金を払うということについては耐えられないというそれぞれの事情がある中で、相楽会館の大規模改修をとにかくしないでこのままでいく、そのために施設利用はどうするのかという、それぞれ市町村にもいろいろな施設があるので、それを活用してもらうことによってこのことは回避ができるのと違うかということの話もありまして、しかし、それなら閉めるのかということの議論までしたわけでありまして、しかし、活用できるなら当面の間、こういう不自由を押してでも活用という方がおられるなら、活用してもらうことでできているわけですが、守りもあり、何とかこれも放置することができないということで、緊急事業でやったわけでありまして、何千万もかけてということについては非常に厳しい状況の中にあるということで、お互いに文化の振興、あるいは人材育成、各種のこれまでやってきた事業についても一定それぞれの市町村、市町村で取り組んでいただいているということもありまして、当然、交流をするという大事な課題もあるわけで、決して無にはしたくないわけでありまして、当面、これで

御勘弁いただきたいということが心中あるわけであります。今、おっしゃりましたことについても検討はしていきたいと思えます。

○議長 酒井さん。

○酒井議員 代表理事からいろいろな思いがあるんだというような真情を吐露していただきましたけれども、私が今年、昨年よりも出演者がふえた中で思ったのは、もう一回言いますけれども、私が見ている木津川市内の出演者の方たちで先ほど紹介した中では出てこない、出てきていないです、活動が紹介されていたというのが私は非常に強く印象を持ったわけです。その中には、私の先輩の教師ですけれども、80近い方が詩吟に合わせて踊っておられました。きちんとした衣装をつけて。そんなのは非常に私自身、もともと中学校の体育の先生でしたけれども感銘を受けたと思えます。それから、年齢はわかりませんでしたけれども、本当に、90歳だと後で知りましたけれども、その女性の方が腰は曲がっているんだけれどもフラダンスをほかの若い方たちと一緒に踊っておられたんです。そんな姿を初めて見ました。この場だからなと出てこられたんだなと思えますので、応援のほうぜひとも、繰り返しになりますけれどもお願いしたいです。

○議長 ほかに、質疑ございませんか。

佐々木さん。

○佐々木議員 関係するんですけど、財政的理由で今の代表理事のおっしゃったようなことになるのは一定理解はするんです。ただ、これまで26回やられてきたわけであって、急にこれを31年度、補助を打ち切ると、実行委員会どなたかまだわからないですね、そこは、しかもちゃんと26回という歴史がしっかりと刻んでくると、残すということが必要だと思っていますので、ぜひとも決算の今年の秋に向けてこれまでの補助によってどんなことがこの地域で成長してきたのか、よかったことがあるのはどこかということをしかりとまとめてほしいと思えます。単にお金がないから打ち切りますよというだけの話にはしてほしくないということが1点です。

それと、今、代表理事があったように、かなりさまざま事業があって大変だということであるのであれば、やはり、この事務組合の規約の3条にあるような、広域的な事業の実施の事務というのは書かれているわけですね。その中には文化もあれば交流もあったり、地域面と観光、健康づくりとか入っているわけですので、本当に31年度だけ我慢するという話だったらまだいいですけども、今後、32年度以降も同じように交付しないという結論であるんだったら規約を改定して、守備範囲を再生するということが必要になってくると思えますけれども、今の話は31年度の予算案というのは中長期的視野に基づいて判断をされた結果という理解をさせてもらってよろしいですか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 8番佐々木議員の御質問でございますけれども、昨年、議会でも報

告をさせていただいているとおり、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画、30年度から2022年、5か年の計画、この期間はしっかりとこれらに基づき、事業計画に基づいた施策を事務組合、また市町村、場合によっては京都府や国の施策も入っておりますけれども、しっかりと取り組んできたいと思い、意思確認はしっかりとできておりますので、その中で相当な事業は繰り返しになりますけれども、財源が限られた中でどれを優先的にするかというところは、十分5市町村の意向も確認しながら広域事務組合でも提案をさせていただきたいと思っております。文化のつどいの第27回以降の開催につきましても、補助金、要綱等はありませんけれども、御意見を賜りまして、今後、これはあくまで京都府の施策になってはきますけれども、今回も文化芸術振興発信事業補助金という京都府の補助金を活用されております。こういったところを活用しようとなりましたら、その申請団体が地方自治体でなければならないというような決まりがありまして、事務組合のほうが事務局のほうに入らせていただいております。こういったような京都府の補助金も事務局から、しっかりと要求しながら、広域事務組合の補助はありませんけれども、当初予算ではありませんけれども、しっかりとバックアップをさせていただいて、5市町村の文化交流促進に続けていただけるように、また、実行委員会のほうでも自主財源をふやしていただくという工夫もお願いしながら、廃止にならないように、継続できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 佐々木さん。

○佐々木議員 先ほど酒井さんのほうからもあったけど補助金要綱によると、最後のほうに、この要綱は30年3月31日限り効力を失う、失効すると書いてあるわけです。それがあるのは、文書上は、要するに公的な文書上はこれ以上やらないよと言っているわけですね。来年度以降はやらないよと宣言しているわけです。だから、この要綱を残しておいて、予算がないから来年度は勘弁ねという話はまだわかるけれども、廃止をするということはやらないことを言っているのに等しいわけですから、今のところが食い違ってくるわけですね。だから、この要綱自身の失効年を明記したということは、基本的には、さっき単年度だけ我慢してじゃなしに、複数年度にわたってこれは意志ないよ、そういう意志は持っていないよということを言っているという理解が正しいかなと思うんですが、そこははっきりさせてだから酒井さんの意見はやってほしいという意見ですけれども、私はどっちかはっきりしろという意見なんです。それは。やるのか、やらないのかはっきりしてほしい。期待をもたしてもだめだろうし、しかし、規約に書いていることを刃向かうのはよくないわけですから、そこは明確にすべきだと思いますが、そういった意味で来年度中に5月臨時会も含めて、これを明確にするという方向は確定するのでしょうか。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 御意見として賜りたいと思っています。

○議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、討論を終わります。

議案第6号、平成31年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第6号、平成31年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は、長時間にわたり、慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

大変御苦労さまでした。

(午後4時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 高味 孝之

会 議 録 署 名 議 員 吉岡 克弘

〃

杉岡 義信

